

日立市農業共済事業条例を廃止する条例の制定について

日立市農業共済事業条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年11月29日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

新農業共済組合の設立に伴い、本市の農業共済事業を同組合に移管するため、本条例を制定するものであります。

日立市農業共済事業条例を廃止する条例

日立市農業共済事業条例（昭和40年条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の日立市農業共済事業条例の規定に基づいて存する農作物共済及び果樹共済に係る共済関係については、なおその効力を有する。